

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

介護保険制度は平成 12 年（2000 年）に創設され、20 年以上が経過しています。その間も状況に応じて見直しが行われてきました。団塊の世代が 75 歳となる令和 7 年（2025 年）が近づくなかで、さらにその先を展望すると、令和 22 年（2040 年）に向け、すでに減少に転じている生産年齢人口の減少が加速するなかで、高齢者人口がピークを迎えます。さらなる要介護高齢者の増加が見込まれており、これらを踏まえた制度の見直しを進めることが重要となっています。

国では、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込等を踏まえて介護サービス等基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を検討することが重要であるとしています。

刈谷市（以下、「本市」という）では令和 3 年（2021 年）3 月に「第 8 期刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画」（以下「前回計画」という）を策定し、高齢者が不安なく、住み慣れた地域で自分らしく高齢期を幸せに過ごすことができるよう、施策を推進してきました。

前回計画の計画期間が令和 5 年度（2023 年度）に終了することから、令和 6 年度（2024 年度）を初年度とする「第 9 期刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

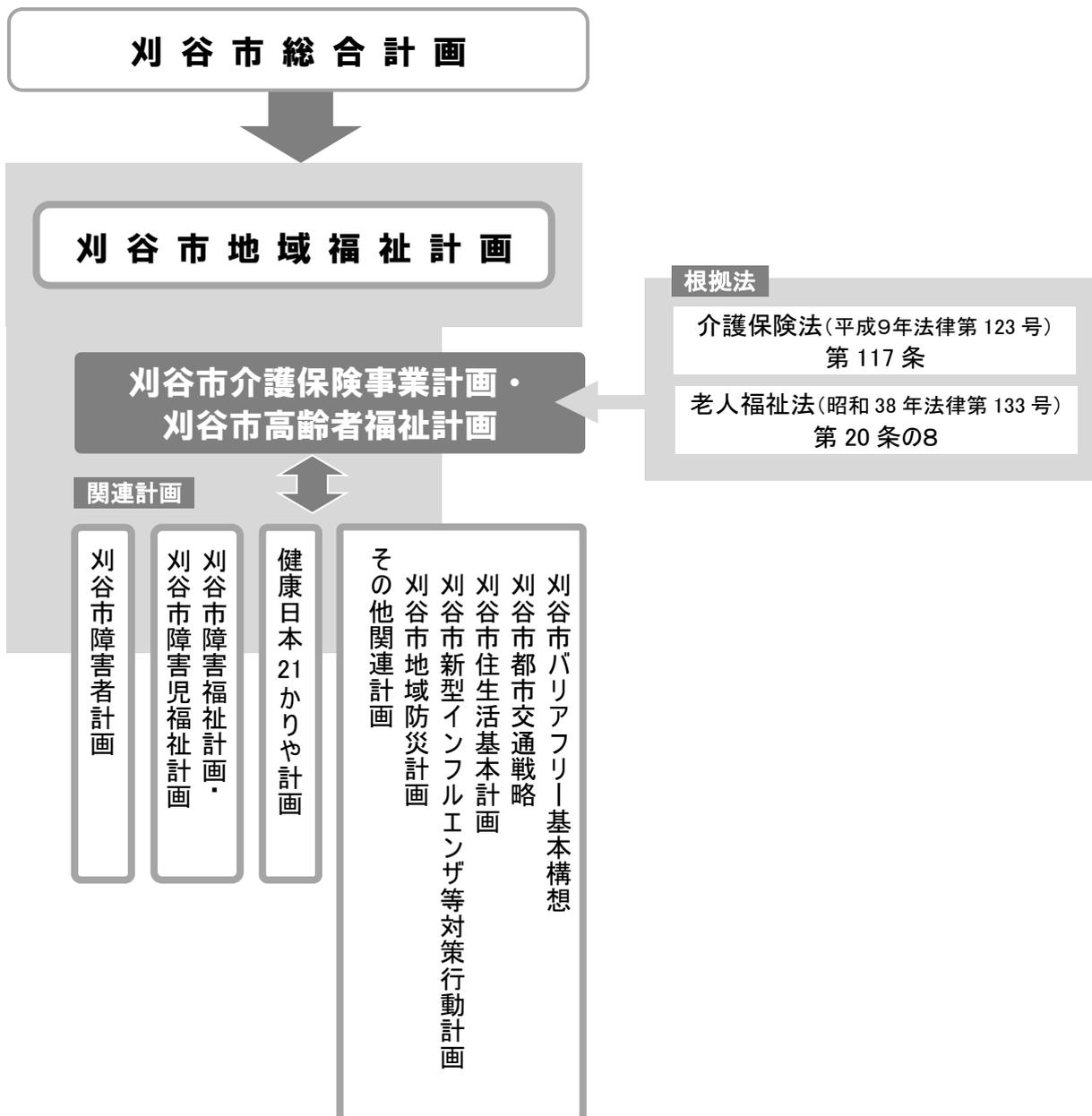
また、介護保険法第 116 条第 1 項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定めることとなっており、本計画もこの指針の内容を踏まえたものとします。

2 計画の位置づけ

本計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」と、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく「市町村老人福祉計画」を一体的に策定する計画です。

本計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「刈谷市総合計画」、福祉分野の上位計画である「刈谷市地域福祉計画」や関連計画である「刈谷市障害者計画」、「刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画」、「健康日本21かりや計画」等と整合を図ります。

■計画の位置づけイメージ



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。

また、中長期的な視点として、介護サービスの需要が増加・多様化するとともに現役世代の減少が顕著になる令和22年度（2040年度）や引き続き75歳以上人口が増加傾向にある令和32年度（2050年度）を見据えて計画を定めます。

年度	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030		R32 2050
計画期間	第8期			第9期(本計画)			第10期			→		

4 国が示す基本指針の主な内容

介護保険法第116条第1項に基づき、国は介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定めることとされており、本計画も国から示されたこの指針を踏まえて施策を推進します。

第9期計画における主な内容は以下のとおりです。

■第9期計画において記載を充実する事項

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更等既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業等による障害者福祉や児童福祉等他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進